

門真市行財政改善基本方針

平成 30 年 5 月

1 現状

本市の人口は平成 27 年の国勢調査結果において 123,576 人となり、前回調査の平成 22 年から 6,706 人もの減少に至ったところである。

このことがもたらす行財政運営への影響は甚大であり、平成 28 年度決算における経常一般財源が前年度と比較して、約 13 億円（臨時財政対策債を含む。）も減少し、その対応として財政調整基金をはじめとする基金を約 10.5 億円取り崩す結果となるなど、極めて厳しい財政状況に直面しているところである。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく、いわゆる財政健全化 4 指標については、平成 28 年度決算で全ての指標について早期健全化基準を下回っているものの、経常収支比率は 103.1%と、前年度と比較して 4.5%も悪化し、平成 21 年度決算以来 7 年ぶりに 100%を超える結果となり、財政構造の弾力性は極めて硬直化しているところである。

また、平成 29 年度の財政力指数は 0.69 となっており、自主財源が乏しいなか、地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況である。

平成 30 年度予算においては、悪化している財政構造の改善に向けて、厳しい状況下であるものの、国・府等の補助金を活用し、「急激な人口減少」に歯止めをかける施策に必要な投資を行いつつ、災害等の不測の事態に備えた一定額の基金の確保も念頭に置きながら、基金に依存しない収支均衡の予算編成をめざしたところであったが、結果として基金に依存しない収支均衡の予算編成には至らず、財源対策として、財政調整基金繰入金を、平成 29 年度当初予算比でプラス 1 億円の 4.5 億円計上したものである。

今後、このような状況が続くと、いずれ基金が枯渇してしまうことから、新たな歳入・歳出環境を整えつつ、投資的財源の確保と収支均衡予算を実現することが急務の状況である。

一方で、行政運営に目を向けると、組織体制としては府内でも職員の年齢が若く、変化を恐れることなくチャレンジできる職員が数多くいることが強みではあるものの、その反面、経験の乏しさや知識不足によるケアレスミス、団塊世代退職後の事務引継ぎの在り方や、その後の大きく変わった体制の中で配属年数の長い職員に頼ることなどにより、書類による事務引継ぎを前提としない事務の進め方などにおいて課題が生じており、業務を効率的に進めている部署のノウハウを全庁で共有し、全体の職務レベルを上げる組織づくりを行っていく必要がある。

2 今後の課題

今後においては、本市においても超高齢社会の進行により、社会保障関係経費等の義務的経費の増嵩が見込まれるとともに、公共施設等の老朽化に伴い多額の更新費用が必要になると見込まれることや生産年齢人口の減少により、市税収入の大幅

な増加が期待できないこと等、中長期的に本市財政に大きな影響を与える課題が想定されるところである。また、災害等の不測の事態において年度間の財政調整機能が発揮できるよう、一定額の同基金を備えておく必要があり、積立てが可能な財政構造へと転換していく必要がある。

当面においては基金の確保に留意した収支均衡予算及び財政構造の弾力化に向けて取り組みつつ、投資的財源を捻出し、急激な人口減少対策へと財源をシフトしていくことが肝要であり、生産年齢人口の転出を抑制し、転入を促進することによりバランスの取れた年齢構成を実現していくことで持続可能な行財政運営を構築していく必要がある。

また、社会経済情勢の変化とともに、市民の意識やライフスタイルなども変わりはじめ、市民ニーズも多様化、高度化してきている状況にある。今後においてもさらなる技術革新が進み、IoTの活用が進むことやAIの普及により、行政に関わる制度や事務の在り方が抜本的に変化していく可能性もあり、これらに対応できる組織文化を確立し、行政運営を行っていく必要がある。

3 基本的な考え方

これらの課題を着実に解消し、持続可能な行財政運営の実現に向けて、『「成長」と「健全化」が両立しうる財政基盤の構築』と『時代の変化と多様なニーズに対応しうる組織文化の確立』をめざし、全ての事務事業を対象に見直しながら、門真市第6次総合計画策定を見据えた事業の再構築に向けての取組を進めるものとする。

また、取り組む上での基本的な考え方を以下に示す。

(1) さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底

超高齢社会への対応や公共施設等の更新には多額の費用が必要になることが見込まれることから、持続可能な財政運営を行っていくよう、人口動向等を踏まえた公共施設の適正配置に取り組むとともに、既存事業の有効性や必要性が経年変化とともに低下していないかを常に注視し、ムダの徹底排除によるスリム化に努めていくこととし、歳入面では新たな歳入確保策の積極的な検討をはじめ、債権管理の強化による市税等の収納率の向上、市有財産の利活用、受益者負担の適正化等により財政運営を健全化していくものとする。

ただし、財政状況の悪化を避けようとするあまり、企画立案・実施に際して消極的な姿勢に陥ったり、節約や節減だけに目先を捉われることなく、将来のまちづくりを見据え前向きに取り組むこと。

(2) 事業の再編と財源の最適化

新たな事業を提案する際は、各施策における事業の優先度を意識し、既存事業の見直しと新規事業を合わせて企画立案する「事業の再編」を行うことにより、

固定化している経常経費を人口減少対策や新たな行政需要の原資へとシフトさせていくものとする。

また、担当部局内においては、行政評価を活用することで、自主的な「事業の再編」に取り組み、限られた財源の最適化を求めていくものとし、新たに事業を企画立案する際は、その財源として原則、国・府等の補助金を活用していくものとする。

(3) 効率的・効果的な行政運営の追求

さらなる効率的・効果的な行政運営として、これまでも事務事業における手法の見直しに努めてきたところであるが、アウトソーシング等や他自治体との連携及び共同処理等によるスケールメリットを生かした取組、ICTの活用など、あらゆる手法の中から改めて最適なものを選択していくものとする。

また、職員の経営的視点及び事務改善意識を醸成することをはじめ、職員間のコミュニケーションの充実による情報の共有化や業務手順の標準化を徹底するなど、常に効率的・効果的に業務を行っていけるよう組織力の底上げと職場環境の整備に努めていくものとする。

また、これらの基本的な考え方を踏まえつつ、改善に向けた取組の実行性を高めるとともに、課題に着実に対応するため、当面の取り組むべき内容を示した行財政改善アクションプランを策定することとし、各部局は同プランを踏まえた事業提案及び予算編成等の取組を進めていくものとする。

なお、計画期間は平成30年度から平成32年度の3か年とする。

4 行財政改善アクションプラン策定に向けて

行財政改善アクションプランを策定するため、以下の取組を軸に進めるものとする。

- (1) 庁内横断的な検討を行うため、行財政改革推進本部を活用する。ただし、横断的な審議は、迅速に進める観点から必要最小限に留めることとし、以下の個別ヒアリングを重点的に実施する。
- (2) 全ての事務事業を対象に見直すとともに、「3 基本的な考え方」を基に改善に向けた議論を深めるため、企画財政部（企画課）が主体となり、各担当課との個別ヒアリングや必要に応じて各部局とのヒアリングを実施する。
- (3) 新たな歳入確保策の検討や事務改善に向けた取組の検討を行うため、課長補佐を対象とした職員ミーティングを実施する。
- (4) 行財政運営の改善に向けて学識者である専門委員へ意見聴取を適宜実施する。

5 行財政改善アクションプランを踏まえた今後のスケジュール

平成 30 年 5 月～7 月	担当課との個別ヒアリングを実施
5 月～8 月	課長補佐ミーティングを実施 (プランに盛り込むべき内容の検討)
7 月～8 月	必要に応じて担当部局との個別ヒアリングを実施
8 月中旬	行財政改善アクションプラン (素案) を行財政改革推進本部において審議
8 月下旬	<u>行財政改善アクションプラン (素案) の決定</u> ↓ 各部局は、行財政改善アクションプラン (素案) 等を踏まえた事業提案の作成や次年度に向けた各種取組に着手
9 月下旬	行財政改善アクションプラン (案) を行財政改革推進本部において審議
9 月末	<u>行財政改善アクションプランの策定</u> ↓ 各部局は、行財政改善アクションプラン等を踏まえた予算要求及び次年度に向けた各種取組に着手
9 月～ 平成 31 年 2 月	課長補佐ミーティングを実施 (次年度以降に向けた検討)
平成 31 年 4 月～ 平成 33 年 3 月	各部局は、同アクションプランを踏まえた事業の見直し及び歳入確保の取組並びに事務改善を自主的に実施